

電気通信大学 e ラーニングセンター運営委員会規程

平成17年 1月11日

改正

平成18年 4月19日

平成20年 4月 1日

平成22年 4月20日

平成24年 5月22日

平成28年 3月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学 e ラーニングセンター規程第8条第2項の規定に基づき、電気通信大学 e ラーニングセンター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの管理運営に関すること。
- (2) e ラーニング教育の実践及び支援に関すること。
- (3) e ラーニング化できる分野（領域、レベルなど）に関すること。
- (4) e ラーニングに関連する研究及び開発に関すること。
- (5) e ラーニングに関連する産学連携及び企業化の推進に関すること。
- (6) 海外の協定大学等との連携による e ラーニング共同プロジェクトの実施に関すること。
- (7) e ラーニングシステムを運用するためのネットワーク環境及び施設設備の充実に關する学内関係部署との調整に関すること。
- (8) スペース・コラボレーション・システム事業の実施に関すること。
- (9) その他 e ラーニングに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 学長が指名する理事又は職員
- (3) 情報理工学域教育委員会委員長
- (4) 大学院情報理工学研究科教育委員会委員長
- (5) 大学教育センター長
- (6) 情報基盤センター長
- (7) 実験実習支援センター長
- (8) その他委員長が必要と認めた者
- (9) 副センター長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、センター長をもってあてる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(副委員長)

第4条の2 副センター長は、副委員長とする。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは前条第3項の者として、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、センターにおいて行う。

附 則

この規程は、平成17年1月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月19日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。